

医療法人社団生和会 介護老人保健施設 なごやか熊毛
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団生和会が開設する介護老人保健施設なごやか熊毛において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養

上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 : 介護老人保健施設なごやか熊毛通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 : 平成21年2月1日
- (3) 所在地 : 山口県周南市高水原2丁目7番21号
- (4) 電話番号 : 0833-92-0331 FAX番号 : 0833-92-0332
- (5) 介護保険指定番号 : 介護老人保健施設(3551580024号)

（従業者の職種、員数）

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 1人
- (2) 看護職員 2人
- (3) 介護職員 18人
- (4) 理学療法士・作業療法士 15人
- (5) 管理栄養士 2人
- (6) 事務職員 適当数
- (7) あん摩マッサージ師 1名

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーショ

ン) 計画に基づく介護を行う。

- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (6) 事務員は、施設の会計、介護報酬の請求、職員の福利厚生、庶務的業務、営繕等に従事する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日
毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(正月を除く)
- (2) 営業時間
8:00～17:00 (職員出勤時間)
- (3) サービス提供時間
 - ・1 単位目 9:30～15:30 (6時間)
 - ・2 単位目 9:30～11:00 (1時間)
 - ・3 単位目 14:00～15:30 (1時間)
 - ・4 単位目 16:30～20:00 (3時間)

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

- ・1 単位目 60名
- ・2 単位目 8名
- ・3 単位目 8名
- ・4 単位目 10名

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施する。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、栄養ケアマネジメントを実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護保険対象サービスの利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) その他の費用については、別に定める料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域を、以下のとおりとする。

- ・周南市（須々万地区、中須地区、久米地区、旧熊毛町）
- ・光市（島田地区、浅江地区、虹ヶ丘地区、小周防地区、岩田地区）
- ・下松市（久保地区、花岡地区、末武地区、西豊井地区）
- ・岩国市（旧周東町）

（身体の拘束等）

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・飲酒・喫煙について、喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
- ・火気の取扱いは、施設内では、固くお断りします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・金銭・貴重品の管理は、各自でお願いします。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診はできません。
- ・宗教活動・政治活動は、利用時の執拗な活動はご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み及び飼育は、お断りします。
- ・「なまもの」の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・他利用者との金銭等のトラブルが生じないようご注意下さい。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団生和会の就業規

則による。

(職員の健康管理)

第22条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団生和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（協力医療機関・協力歯科医療機関について）

第26条 利用者の状態が急変した場合等には、下記の協力医療機関・協力歯科医療機関へ速やかに連絡し対応する。

協力医療機関

- ・名称 独立行政法人地域医療推進機構 徳山中央病院
- ・住所 周南市孝田町1番1号
- ・名称 光市立光総合病院
- ・住所 光市虹ヶ浜2丁目10番1号

協力歯科医療機関

- ・名称 かねおか歯科クリニック
- ・住所 周南市千代田町1-18

付則

この運営規程は、平成 21 年 2 月 1 日より施行する。

1 部改正：平成 21 年 3 月 9 日付	第 4 条 (3)
1 部改正：平成 21 年 4 月 1 日付	第 11 条
1 部改正：平成 21 年 11 月 19 日付	第 5 条 (1)
1 部改正：平成 23 年 5 月 1 日付	第 5 条 (2) (3) (4) 第 7 条 (2) 第 8 条 第 10 条
1 部改正：平成 23 年 9 月 1 日付	第 8 条 第 5 条 (3) (4)
1 部改正：平成 23 年 12 月 1 日付	第 5 条 (3) 第 8 条
1 部改正：平成 24 年 4 月 1 日付	第 7 条 (1) 別紙
1 部改正：平成 24 年 8 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 1 月 9 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 2 月 4 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 4 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 4 月 1 日付	第 5 条 (3)
1 部改正：平成 25 年 6 月 1 日付	別紙
1 部改正：平成 25 年 10 月 1 日付	第 5 条 (2) (3)
1 部改正：平成 26 年 1 月 7 日付	第 5 条 (4)
1 部改正：平成 26 年 3 月 1 日付	第 5 条 (4)
1 部改正：平成 26 年 3 月 17 日付	第 5 条 (4)
1 部改正：平成 26 年 6 月 1 日付	第 7 条 (3)、第 8 条
1 部改正：平成 26 年 9 月 1 日付	第 5 条 (4)
1 部改正：平成 27 年 2 月 1 日付	第 5 条 (7)
1 部改正：平成 27 年 4 月 1 日付	別紙 (1)
1 部改正：平成 27 年 4 月 15 日付	第 5 条 (4)
1 部改正：平成 27 年 8 月 1 日付	別紙 (1)
1 部改正：平成 28 年 4 月 1 日付	第 5 条 (2) (3) (4) (8) 別紙 (1) ①
1 部改正：平成 29 年 1 月 17 日付	第 12 条
1 部改正：平成 29 年 4 月 1 日付	第 5 条 (2) (3) 別紙 (1)
1 部改正：平成 30 年 4 月 1 日付	第 5 条 (2) (3) (4) 第 8 条

1部改正：平成31年4月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：令和元年10月1日付	第10条 別紙
1部改正：令和2年4月1日付	第5条(4)
1部改正：令和3年4月1日付	第10条 别紙
1部改正：令和6年4月1日付	第1条 第2条 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 別紙

別紙

(利用者負担の額)

(1) 料金

① 食費（食材料費等） 昼食 650円

※通所リハビリテーション利用時間によっては、食事の提供ができないことがあります。

② 教育娯楽費

実費

③ おやつ代 1日あたり

90円（税抜）

④ パット・オムツ代 1枚あたり

40～190円

⑤ 理美容代 1回あたり

2500円～

⑥ 特別な行事にかかる費用／回

実費

(2) 支払方法

サービス利用月の翌月 20 日頃に当施設から「利用料支払者（請求書送付先）」へ請求書を郵送する。サービス利用月の翌月 26 日に指定の銀行口座からの口座引落による利用料金の支払方法とする。

なお、「初回サービス利用料金」および「指定引落銀行口座の残高不足や引落手続の書類に不備があり引落が出来なかった場合」は以下の当施設が指定する銀行口座へ振込みによる支払とする。